令和元年第12回教育委員会会議録

日時	令和元年11月25日 (月) 開会10:00 閉会11:25
場所	教育長室
出席委員	教育長 佐々木 智 委 員 佐々木 義 朗 委 員 荒 井 由紀恵 委 員 橋 場 正 人 委 員 吉 村 恭 子
欠席委員	_
事務局職員	教育部長澤田徹教育部次長千田 義 彦教育部学校指導室長小松 義 幸企画総務課長伊藤 樹 美生涯学習課長小野寺 康 広学校給食センター長森井 茂文化施設課長倉島
書記	企画総務課総務係長 田 中 稔 大
議題及び 議事の概要	別紙のとおり

1 第12回教育委員会会議付議事件及び結果表

令和元年11月25日 (月) 10:00 開会

11:25 閉会

事件番号	件名	議決結果
議案第1号	令和元年千歳市議会第4回定例会教育行政報告 について	原案可決
議案第2号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第3号	指定管理者の指定について	原案可決
報告第1号	千歳市新学校給食センター整備に向けた基本構想(案)について	報告済
報告第2号	第25回千歳市・指宿市青少年相互交流事業(受 入) について	報告済

2 議題及び会議の概要

教育長

それでは、令和元年第12回教育委員会会議を開催いたします。 日程2 会議録の承認をお願いいたします。

総務係長

令和元年10月30日に開催されました令和元年第11回教育委員会 会議は、議案が1件、報告が6件ございました。

議案につきましては、議案第1号 令和元年度一般会計補正予算(教育 費関係予算)について、原案のとおりご決定いただいております。

また、報告につきましては、報告第1号 教育に関する事務の管理及び 執行の状況の点検及び評価の実施結果について、報告第2号 平成30年 度千歳市学校教育基本計画の総合評価結果について、報告第3号 令和元 年度ハイパーQU検査(6月実施)の結果について、報告第4号 北陽小 学校分離新設校の校名アンケート調査結果について、報告第5号 令和元 年度千歳市民文化表彰受賞者について、報告第6号 令和元年度千歳市立 図書館蔵書点検結果における不明本状況について、報告済みとさせていた だいております。

以上でございます。

教育長

会議録の承認の件は、よろしいですか。

委員

一同了承

教育長

次に日程3 教育長の報告でございます。

資料をお配りしておりますが、11月の定例校長会でお話しした内容を 報告します。

(資料に沿って、次の内容について説明)

- 1. 勤務管理システムの導入について
- 2. 学校運営協議会設置に向けた取組について
- 3. 小中連携・一貫教育の取組推進について
- 4. 学習指導要領の円滑な実施に向けて
- 5. 教職員の服務規律の徹底について

私からは以上でございます。何かご質問等は、よろしいですか。

委員

一同了承

教育長

それでは、日程4 議案に入ります。

まず、議案第1号 令和元年千歳市議会第4回定例会教育行政報告について、説明をお願いします。

企画総務課長

議案第1号 令和元年千歳市議会第4回定例会教育行政報告について、 ご説明申し上げます。提案の理由でありますが、令和元年千歳市議会第4 回定例会に教育行政の諸般について報告するため、本案を提出するもので ございます。

議案第1号別冊をご覧ください。こちらの読み上げをいたしまして、説明とさせていただきます。

(別冊 教育政報告書 読み上げ)

以上申し上げまして、教育行政報告といたします。説明は以上です。

教育長

ただいま説明がありましたけれども、ご質問等ございましたら、お願いします。

荒井委員

縄文遺跡の講演会に延べ71名の参加とありましたが、2つの講演会の合計が71名ということでよろしいですか。

企画総務課長

1回目の10月26日の講演会が26名、11月23日の講演会が45 名の参加者でありまして、これらの合計で71名となります。

佐々木委員

これは、文化遺産としての取組や活動は当然ですけれど、将来的に、観光にも結び付けていくのですか。将来的に何かハード的な整備も予定しているのでしょうか。

教育長

観光部門の担当は、それを期待していると思いますが、では、どうやって活用していくか、どの程度まで整備をするかというのは、外部の有識者も入れて、これから策定する保存活用計画の中で、具体的に何をどの程度というのを決めていくことになります。

キウス周堤墓群については、見た目でわかり易いものでは無いので、説明をきちんと行わないと理解しづらいところもあります。

それにどうやって対応して、今後どのように活用するかというのは、考えていかなければならないし、観光部門としては、ぜひ、観光ルートの一つに加えたいという考えはあると思います。

荒井委員

報告の中で残念に思ったのが、ユネスコ協会との共催による英語暗唱コンテストです。高校生が2名しか参加されていないということだったのですが、例えば、千歳高校には、国際教養科があるし、英語部があったりするので、そういうところに、働きかけて参加者を増やすことは、しているのでしょうか。

企画総務課長

このコンテストでは、市内在住や市内に通学している高校生を対象にしており、千歳高校や北陽高校だけではなく、千歳から通う市外の高校にもお話をして、参加者を募っているということは、報告書の中でありました。

荒井委員

千歳高校には英語部があり、こういう場で発表をするのはすごく良い経験だと思うので、もっと参加を働きかけていただければと思います。

教育長

そのほか、よろしいですか。

委員

一同了承 (原案可決)

教育長

それでは、この内容で決定したいと思います。

続きまして、議案第2号、議案第3号は関連がありますので、議案第2号 指定管理者の指定について、議案第3号 指定管理者の指定について、続けて説明をお願いします。

文化施設課長

議案第2号及び議案第3号について、ご説明いたします。

本案は、千歳市議会第4回定例会提出議案であります。

はじめに、議案第2号指定管理者の指定についてでありますが、提案の理由は、千歳市立図書館の指定管理者を指定するため、本案を提出するものであります。

管理を行わせる公の施設は、千歳市立図書館、位置は、千歳市真町2196番地の1、管理を行わせる期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日まで、指定管理者となる団体は、千歳市末広1丁目4番8号、株式会社山三ふじやであります。

次に、千歳市立図書館の指定管理者の概要について、ご説明いたします。 まず、千歳市立図書館の指定管理者制度の導入状況ですが、第1期目が、 平成19から21年度、第2期目が、平成22から26年度、第3期目が、 平成27から本年度までであり、指定管理の相手方は、株式会社山三ふじ やとなっております。

選定経過ですが、本年5月に指定管理者公募の告示、5月と6月に説明会、応募期間は約2か月間で、1団体からの応募がありました。8月には、第2回指定管理者選定委員会において応募団体プレゼンテーションを行い、その後、10月の第3回指定管理者選定委員会において候補者を選定し、11月11日に仮協定を締結しております。

選定結果ですが、副市長を委員長とする選定委員会において選定しており、全体講評としては、「選定結果」に記載のとおりでありますが、●印

の2つ目、利便性向上のための休日開館時間の延長や書籍の宅配などとと もに、憩いの空間としてカフェや読書テラスの設置、図書館シアターの開 設などの提案について、評価されております。

今後の手続きですが、本日、このあと開催の総務文教常任委員会へ選定結果を報告し、12月開催の第4回定例市議会において指定管理者指定の議決を得たのち、本協定の締結を予定しております。

続いて、議案第3号指定管理者の指定についてでありますが、

提案の理由は、千歳市民文化センター及び千歳市民ギャラリーの指定管理者を指定するため、本案を提出するものであります。

管理を行わせる公の施設は、1つ目の名称は、千歳市民文化センター、位置は、千歳市北栄2丁目2番11号、2つ目の名称は、千歳市民ギャラリー、位置は、千歳市千代田町5丁目7番地の1、管理を行わせる期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日まで、指定管理者となる団体は、札幌市中央区大通西6丁目10番地1、セントラルリーシングシステム株式会社であります。

次に、千歳市民文化センター及び千歳市民ギャラリーの指定管理者の概要について、ご説明いたします。

まず、指定管理者制度の導入状況ですが、第1期目が、平成19から2 1年度、第2期目が、平成22から26年度、第3期目が、平成27から 本年度までであり、指定管理の相手方はセントラルリーシングシステム株 式会社となっております。

選定の経過については、市立図書館と同様であり、応募も1団体からでありました。

選定結果ですが、全体講評として、「選定結果」に記載のとおりでありますが、●印の3つ目、関係団体との意見交換の場として定期的に開催される利用促進懇談会を通して、利用者ニーズの的確な把握に積極的に取組んでいる点が、評価されております。

今後の手続きですが、市立図書館と同様に、総務文教常任委員会へ選定 結果を報告し、第4回定例市議会において指定管理者指定の議決を得たの ち、本協定の締結を予定しております。

以上、議案第2号及び第3号についてご説明申し上げました。ご審議の 程よろしくお願いします。

教育長

議案第2号及び第3号について説明がありましたが、ご質問等ございま したらお願いします。

佐々木委員

応募は1団体とのことですが、新しい団体が応募してくることはないの

ですか。

教育長

募集にかかる説明会の段階では、複数団体が来ているのですが、最終的 には応募まで至らなかったということです。

佐々木委員

視察でも行きましたが、最近はツタヤ図書館などあるので、そういうところが応募してきたりしないのかなと思いまして、千歳では、そういう兆候はないのでしょうか。

教育長

指定管理者は、今回で4巡目になります。4巡目になると、一定程度価格的なところは落ち着いてきているので、価格で勝負するというのがなかなかできなくなるということもあり、そこでいかにサービスで勝負するかということになりますと、結果的に続けて運営してきた団体の方がノウハウもありますし、その地域的なところもわかっているというところがあります。その中で、結果として、各団体が判断して応募を断念したのではないかと思います。

この件については、よろしいですか。

委員

一同了承 (原案可決)

教育長

それでは、議案第2号及び第3号については、この内容で決定をいたします。

次に日程5 報告に入ります。

報告第1号 千歳市新学校給食センター整備に向けた基本構想(案)について、説明をお願いします

学校給食センター長

それでは、報告第1号 千歳市新学校給食センター整備に向けた基本構想(案)について、別紙のとおりご報告いたします。

新学校給食センター整備事業については、平成27年度から事業を開始し、これまでに庁内外において様々な検討を進めており、この度、整備に向けた基本構想案を作成いたしましたので、ご説明いたします。別紙の「千歳市新学校給食センター整備に向けた基本構想(案)」をご覧ください。

この基本構想は、1の「はじめに」の次に、2として「学校給食の目標等の法的な位置づけ」を示し、次に「3 学校給食の現状と課題」、「4 千歳市の学校給食の基本方針と整備に向けた方向性」、「5 具体的な施設の設置方式、整備プラン及び整備手法」を示し、最後に「6 今後の事業の進め方」を示しております。

「はじめに」では、学校給食センターの概略及び施設の課題を示し、課題を抜本的に解消するため、平成27年度から庁内外において様々な検討を進め整備の方向性を整理したという経緯を最初に示し、次に、この基本構想は、平成29年度に教職員や保護者等で組織する外部検討委員会から受領した提言書、及び平成30年度に整理した整備の方向性を踏まえてまとめているという内容を示しております。

次に、「2 学校給食の目標、学校設置者及び地方公共団体の任務並びに学校給食に関わる基準」について、(1)には、学校給食法で掲げている7つの目標を示しております。

次に、(2) の学校設置者及び地方公共団体の任務について、学校教育 法では、小中学校等の設置者には学校給食が実施されるように努めなけれ ばならないこと等を任務として定めており、千歳市においても、学校給食 を適切に実施するとともに、食に関する指導を効果的に進めるための重要 な教材として学校給食を活用し、食育を推進していくことが求められてお ります。

次に、(3) 学校給食に関わる基準について、学校給食法では、学校給食の内容及び学校給食を適切に実施するために必要な事項について、学校給食実施基準を定めること、施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理等において、必要な事項について学校給食衛生管理基準を定めることを規定しており、学校設置者は適切な学校給食の実施と衛生管理に努める責務があります。千歳市においても、これらの基準に基づいて、安全で安心な学校給食を提供する責務があります。

次に、「3 学校給食の現状と課題」について、(1)の「学校給食の現状」では、改めて1日約9,000食の学校給食を調理していること、献立は、先ほどの学校給食実施基準に基づいていること等を示し、1)で、食材の選定における主な取組について、学校給食で使用する米や小麦、肉は、地元産のものを使用していること等を示し、2)で、給食の調理における主な取組について、汁物のだしを削り節と昆布からとるなど、汁物、煮物、炒め物など、現在の給食センターでできるものについては、手づくりの調理を行っていること、野菜類は、シンクで3回以上洗浄するなど、衛生面でも気を付けていること等を示しております。

次に、(2)の「学校給食の課題」についてでありますが、こちらは、 平成29年度に外部検討委員会から受領した「提言書」に示された内容に 基づいたものとなっております。

平成5年に供用を開始した給食センターは、その後の平成9年に示された学校給食衛生管理の基準に対して一部適合していないこと、また、近年増加傾向にある食物アレルギーに対応する除去食等の提供ができないこ

との、大きく2つの課題を抱えています。

はじめに、1)として、施設が文部科学省の定める学校給食衛生管理基準に適合していないため、食中毒等の発生リスクを抱えている課題をまとめております。

課題①として、汚染作業区域と非汚染作業区域が1つの空間に存在し、独立した部屋に区分されていないことを示しており、その下は、想定されるリスクを示しております。

次に、課題②、食品を取り扱う場所の温度が25度以下に管理することができないこと。課題③、フライヤーの調理能力不足により揚げ物の調理に時間がかかるほか、下処理ラインの不足により野菜類等の下処理に時間がかかるため、揚げ物や炒め物は、調理後の食品の適切な温度管理、及び調理後の2時間以内喫食が守られていないこと。課題④、現在は、食材を検収する部屋が1つのため、汚染度の高い肉・魚類と野菜類を同じ検収室で取扱う構造になっていること。課題⑤、検収室が外部からの汚染を受けない構造になっていないこと。の、5点の課題を示しております。

次に、2)として、施設の狭隘化により、学校給食衛生管理基準に適合した調理を行うための新たな調理機器等の整備ができないため、提供可能な献立に制約があり、幅広い献立の提供ができない課題をまとめております。

課題①として、加熱調理後の食品を速やかに10度以下に冷却する真空 冷却器等の設備がなく、調理した食品を低温で管理することができないこ とから、和え物やサラダ等の冷たい献立の提供は行っていないこと。下の 表に、石狩管内他市との献立内容の比較を示しております。学校給食の献 立は、主食、汁物、主菜、副菜からなっており、この表は、炒め物や和え 物などの副菜の1か月の提供回数を示しております。千歳市以外のまちで は、和え物等の冷たい献立、生の野菜や果物の提供も行っております。

課題②では、焼き物機に火力調整を行う機能がなく、学校給食衛生管理 基準に適合した焼き物の調理ができないことを示しております。

次に、3)として、施設の狭隘化により、専用のスペースを確保することができないため、食物アレルギーに対応する除去食等の提供ができない課題をまとめております。

次に、(3)課題の改善に向けた取組について、現在は、様々な課題がありますが、特に、今ご説明した課題に対しては、根本的な解消ができない状況であり、さらに、給食センターは供用から26年が経過し、調理機器や機械設備の老朽化が進み、全面的な交換の時期を迎えております。

こうした課題を抜本的に解消し、より安全・安心で、より美味しい学校 給食を提供するためには、新たな施設の整備が必要になります。

次に、「4 学校給食の基本方針と新たな学校給食センター整備に向けた方向性」について、課題を解消する新たな給食センターの整備に向けて、まず、千歳市が提供する学校給食の基本方針を次の3点とします。

基本方針の一つ目「より安全で、より安心な学校給食」、二つ目「より 美味しく、児童生徒が喜ぶ学校給食」、三つめ「生きた教材として活用が 可能な、食育の推進につながる学校給食」の3点です。

なお、この基本方針についても、平成29年度に外部検討委員会から受領した提言書に示された内容に基づいたものとなっております。

次に、それぞれの方針に示す給食を提供するために必要な、新たな施設の整備の方向性を説明いたします。

(1)より安全で、より安心な学校給食について、1)食中毒等の発生 リスクを抑え、より安全で、より安心な学校給食を提供します。

具体的な整備の方向性として、①学校給食衛生管理基準等に適合した、 より安全で、より安心な給食の提供が可能な施設を整備します。

また、②運用のしやすさを考慮した施設を整備します。

次に、2)食物アレルギーのある児童生徒に対応した学校給食を提供します。

具体的な整備の方向性として、①安全に食物アレルギーに対応する除去 食等の調理が可能な施設を整備します。

次に、(2)より美味しく、児童生徒が喜ぶ学校給食について、具体的な整備の方向性として、①より美味しく、幅広い献立の提供が可能な施設を整備します。

また、②より美味しく喫食するため、献立にあった食器を導入します。 次に、(3)生きた教材として活用が可能な、食育の推進につながる学 校給食について、具体的な整備の方向性として、①地産地消の推進が可能 な施設を整備します。

次に、「5 施設の設置方式、整備プラン及び整備手法」について、こちらについては、平成29年度に専門知識を有する民間業者に委託した調査業務を踏まえ、平成30年度に整理した整備の方向性に基づいたものとしております。

まず、(1)施設の設置方式について、千歳市では共同調理場方式を継続していますが、このほかに、施設の設置方式として、1)の各学校に調理場を整備する単独調理場方式と、2)の民間の施設に調理を委託する外部調理委託方式があります。調査業務において、改めて他の方式の可能性を検討いたしましたが、いずれの方式も採用することは難しい状況です。

そのため、囲みの部分に示しているとおり、新たな施設の設置方式については、・単独調理場方式は、共同調理場方式と比較して市の財政負担が

大きく、外部調理委託方式は、給食調理が可能な民間事業者がないこと等の課題があることから、共同調理場方式を継続し、市内全ての児童生徒に対応する9,000食規模の調理が可能な施設を整備します。

ただし、食数規模については下の注意書きに示しておりますが、今後、 基本設計等を策定する段階において、改めて、その時の最新の市の人口推 計等を基に施設の食数規模を推計いたします。

次に、(2) の施設の整備プランについては、現在の給食センターを活用する、改修プラン・増築プランと、新たな施設を建設する新築プランについて、それぞれのメリット及びデメリットを整理するとともに、各整備プランの配置計画を作成し、施設の整備及び事業運営にかかる概算事業費を算出しました。

1) 現施設を活用する改修プラン及び増築プランと新築プランの比較について、下の表にそれぞれのプランの概要とイメージ図を示しています。

また、次に検討結果を示しておりますが、現施設を学校給食衛生管理基準に適合した施設とするためには、既存の調理機器及び給排水設備等を全て撤去し、全面的な整備を行うことから、改修プランでは約12か月間、増築プランでは約14か月間の整備期間中、学校給食を提供することができないなどの内容を示しております。

次に、2) 小中同一プラン、小中分離プラン、小中別棟プランの比較について、下の表にそれぞれのプランの概要とイメージ図を示しております。食材の交差汚染のリスクと食中毒等の事故が発生した場合の影響を抑えるためには、小中の調理エリアを分離、若しくは別棟で整備する必要がありますが、小中別棟プランは、小中同一プランと比較して、食材の交差汚染のリスクと食中毒等の事故が発生した場合の影響を抑えることはできますが、全てのプランの中で施設整備費及び運営費が最も高額になります。

以上のことから、下の囲みの部分に示しているとおり、新たな施設の整備プランについては、整備に当たり長期間の学校給食の停止を避けるため、新築プランで整備します。また、新たな施設は食中毒等の事故発生時の影響を可能な限り抑えることが大切であることから、小中同一プランと比較してリスクが低く、小中別棟プランと比較して事業費の削減が可能な小学校と中学校の調理エリアを分離する方式で整備します。

次に、それぞれのプランのメリット、デメリット、事業費等を示しております。

次に、(3) の施設の整備手法については、市が直接整備する方式と、 PFI等の民間活力を活用して整備する方式をまとめております。

表に、それぞれのメリット及びデメリットを整理しておりますが、民間

活力を活用する場合、いずれの整備手法であっても、市が直接整備する場合と比較して財政負担の削減効果があります。

次に、財政負担の削減効果について、具体的な試算を行った結果、PFI方式のBTO方式の場合、市が直接整備する場合と比較して、約7.0パーセントの事業費の削減効果があることが調査結果より示されております。

以上のことから、下の囲みの部分に示しているとおり、新たな施設の整備手法については、市が直接整備した場合と比較して財政負担の削減効果があり、財政負担の平準化が図られるPFI方式のうちBTO方式を基本として整備します。

また、地元企業の参画については、今後事業に参画しやすい条件の設定について検討します。

事業推進に向けた財源を確保するため、文部科学省以外の補助金の活用 について可能性を検討し、活用が見込める場合には改めて上記の整備手法 を見直すこととします。

次に、「6 今後の事業の進め方」についてでありますが、基本構想で示した、9,000食規模の共同調理場を小中分離方式により新築する場合の施設整備費は、市が直接整備する手法で約46.2億円と試算しております。

PFI方式の採用により財政負担の削減及び平準化を図ったとしても、 市の財政運営への影響が大きいことから、新たな施設の整備時期について は、市全体における事業の優先度などを整理して、庁内の検討会議におい て検討を継続いたします。

また、施設の整備時期を判断した後に、本構想に基づく基本計画等を策定し、施設の整備を進めるため、(1)の今後調査検討を進める主な事項に示す内容について、引き続き調査検討を進めます。

最後に、(2) 想定される整備スケジュールとして、今後、基本計画を 策定した後に、PFI方式で整備する場合のスケジュールの概略を示して おり、現時点で、いつ基本計画を策定するのかは決定しておりませんが、 計画を策定した後、供用開始までには5年程度必要になるものと想定して おります。

なお、参考資料として、学校給食法及び学校給食衛生管理基準を抜粋したものを付けております。

基本構想(案)の説明については、以上であります。

教育長

ただいま説明がありましたが、内容について、ご質問、ご意見等がございましたら、お願いします。

これについては、よろしいですか。

委員

一同了承 (報告済み)

教育長

それでは報告済みといたします。

次は、報告第2号です。第25回千歳市・指宿市青少年相互交流事業(受入)について、説明をお願いします。

生涯学習課長

報告第2号 第25回千歳市・指宿市青少年相互交流事業(受入)について、ご説明いたします。

まず、事業概要についてでありますが、冬季交流では、夏季交流でホームステイした指宿市児童を受け入れ、冬の北海道を体験してもらい交流を深めるものです。

受入期間につきましては12月26日から29日までの4日間で、参加者は指宿市児童16名と引率者3名であり、本市も同様の人数としております。参加者名簿は次のとおりです。

3の「主な交流内容」についてですが、12月26日の14時35分頃に指宿市児童が新千歳空港に到着した後、歓迎式を行い、歓迎式終了後は、 丸駒温泉旅館で本市の児童と合同宿泊します。

2日目の12月27日には、スキーや雪中体験をした後、本市児童の保護者と合流し、ホームステイ宅で2泊します。

最終日の12月29日は、お別れ式を行った後、指宿市児童は鹿児島県 に戻る予定です。

なお、この事業の実施主体は夏季交流と同様に、千歳市・指宿市青少年 相互交流事業実行委員会となります。

私からは以上でございます。

教育長

報告第2号について、説明がありましたけれども、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。 よろしいですか。

委員

一同了承 (報告済み)

教育長

それでは、この件につきましては、報告済みといたします。

これをもちまして、本日の教育委員会会議を終了します。お疲れ様でした。